医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の九　法第六条の五第二項第四号及び第六条の七第二項第四号の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。 一　患者その他の者（次号及び次条において「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。 二　治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。 （削る） （削る） **第一条の九の二**　法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる要件については、自由診療（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養の給付等並びに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項に規定する公費負担医療に係る給付の対象とならない検査、手術その他の治療をいう。以下同じ。）について情報を提供する場合に限る。 一　医療に関する適切な選択に資する情報であつて患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること。 二　表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること。 三　自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること。 四　自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること。 （医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法等） **第一条の九の二の二**　（略） 2　（略） （歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法） **第一条の九の五**　第一条の九の二の二第一項の規定は、令第三条の二第一項第二号ロの規定により歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。 **別表第六**（第三十条の二十八の三関係） 項　式 （略）　（略） 備考 A　（略）	**第一条の九**　法第六条の五第四項及び第六条の七第三項の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。 一　他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと 二　誇大な広告を行つてはならないこと 三　客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行つてはならないこと 四　公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行つてはならないこと （新設） （医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法等） **第一条の九の二**　（略） 2　（略） （歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法） **第一条の九の五**　第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第一項第二号ロの規定により歯科と同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。 **別表第六**（第三十条の二十八の三関係） 項　式 （略）　（略） 備考 A　（略）